

融資を受けて商売を続けよう！厳しい時こそ一人で悩まず民商へ

「仕事が減って、このままでは生活ができない。」「月末の集金ができない。従業員に給料がだせない」—中小業者はかつて経験したことのない事態を迎えています。年末資金を確保できかどうかはいつにもまして重要です。

私たち民商・全商連の運動で拡大させてきた【緊急保証・セーフティーネット 5号等】を積極的に活用して、民商と一緒に「仕事よこせ、資金よこせ」の大運動を一気に広めましょう！

須磨民商でも、融資の相談が相次いでいます。

緊急保証を利用するには何か必要か、制度融資を受けるまでの手続きや必要書類など、何でもご相談下さい。

スナック経営者も利用できます！



「緊急保証」利用するには？

- 698 業種が対象
- 最近 3 ヶ月の月平均売上高、平均売上純利益率または平均営業利益率が前年同期比で 3%以上減少している事業者
- 一般保証とは別枠で、保証協会が 100%保証します。
- 市区町村の認定が必要

今後の日程

2月 6日 (金) フロック決起集会(神戸市勤労会館)午後7時～
 2月 8日 (日) 拡大行動日 (炊き出し)
 2月12日 (木) 常任理事会 午後7時～
 業者大会 (東京)

◇確定申告班会のご案内日程◇

(個別に随時発送いたします。)

2月 5日 (木) 白川	2月 20日 (金) 大黒
2月 6日 (金) 名谷	2月 23日 (月) 千歳
2月 9日 (月) 横尾	2月 24日 (火) 若宮
2月 13日 (金) 妙法寺	2月 26日 (木) 西須磨
2月 16日 (月) 板宿	2月 27日 (金) 区外
2月 17日 (火) 東須磨	3月 2日 (月) 区外
2月 19日 (木) 大黒	

無料法律相談 (定例：毎月第一水曜日)

3月 4日 (水) 須磨民商 2F 18:00～19:00

※日程が変更になる場合があります。事前に予約をお願いいたします。